

# 石川県新型コロナウイルス感染症緊急特別融資制度要綱

## 1 目的

この制度は、県内中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じているために要する資金を円滑に供給し、県内中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。

## 2 融資対象

次の要件のいずれかに該当し、中長期的に業況の回復が見込まれるものとして、商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は公益財団法人石川県産業創出支援機構(以下「商工会議所等」という。)が認定したもの。ただし、石川県中小企業団体中央会の認定は、組合に係るものに限る。

### (1) 次のいずれかに該当するもの

①中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けたもの(保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く)。

②保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等(売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という))の減少を要因としないものを除く)を受けたもの(保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く)。

③保険法第2条第6項の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けたもの(保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く)。ただし、危機関連保証制度要綱(平成29年10月25日付 20171023 中企庁第1号)を適用しないものとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して売上が減少し保険法第2条第5項第4号、5号、第6項の規定による認定を受けたもの、または新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近2週間から1ヵ月の売上高等が前年同期の売上高等に比して20%以上減少しているもの。

## 3 資金の用途

経営の安定に必要な事業資金

## 4 融資条件

### (1) 融資限度額

①融資対象(1)における融資の最高限度額は4,000万円とする。

②融資対象(2)における融資の最高限度額は8,000万円とする。ただし、融資対象(1)の融資残高との合計で8,000万円の範囲内となる新規の融資に限る。

### (2) 融資期間

融資期間は、10年以内(うち据置は5年以内)とする(融資対象(1)のもので、保険法第2条第6項の規定による認定を受けたものは、危機関連保証制度要綱(平成29年10月25日付け 20171023 中企第1号)を適用しないものとする。融資対象(2)のもので、保険法第

2条第6項の規定による認定を受けたものは、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中企第1号）を適用する。

(3) 利率

別途、定める利率とする。ただし、融資対象(1)(2(1)②)の認定を受けたもののうち、売上高等の減少率が15%未満の中小企業者（個人かつ小規模除く）を除く）の場合は、貸付から3年の間に生じる利子については、別途定める方法により、県からの利子補給を行うものとする。

(4) 担保

無担保とする(ただし、既設定根抵当権は除く)。

(5) 保証人

取扱金融機関の所定の扱いによる。ただし、融資対象(1)については、原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また当該融資における経営者保証免除対応(注)を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

(注)当該融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。

①直近の決算書が資産超過であること

②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者との間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

(6) 保証割合

保険法第2条第5項第4号、第6項の規定による認定を受けたものは100%（全部保証）

保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けたもの及び、保険法第2条第5項第4号、第6項の規定に基づく認定を受けなかったものは、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中企庁第2号）に定める制度をいう）の方式によるものとする。

(7) 貸付形式

証書貸付又は手形貸付

(8) 返済方法

原則として、均等分割返済とする。ただし、保証期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えないものとする。

## 5 信用保証

融資対象(1)の場合は、石川県信用保証協会の信用保証を付すこととし、信用保証料率は借入金額に対し、0.85%とする。ただし、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せする。

融資対象(2)の場合は、取扱金融機関の所定の扱いによるものとする。

本制度における信用保証料は、融資対象(1)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、及び、融資対象(1)②の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの)であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については補助の対象外とする。

## 6 認定の手続等

保険法第2条第5項第4号、5号、第6項の規定による認定を受けたものは本制度の認定手続を不要とする。認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第1)を2部、商工会議所等に提出するものとする。

## 7 融資の申込手続

保険法第2条第5項第4号、5号、第6項の規定による市町の認定を受けたものは市町の認定書及び借入申込書(別記様式第2)を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。ただし、融資対象(1)の場合で、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書を添付するものとする。

保険法第2条第5項第4号、5号、第6項の規定による市町の認定を受けていないものは、借入申込書(別記様式第2)に、この要綱及び石川県制度金融通則5に定める商工会議所等の認定書の写しを添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

## 8 期中管理

融資対象(1)の場合、取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときに、その理由を記載した書面を提出するものとする。

## 9 取扱期間

融資対象(1)は、令和2年5月1日から令和2年12月31日保証申込を受け付けたもので、かつ同年5月1日から令和3年1月31日までに融資が実行されたものとする。

## 10 借換えの特例と制限

(1)融資対象(1)は、借換保証制度要綱(平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号)の定めにかかわらず、次の①又は②の保証を責任共有制度の対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換えることができるものとする。

①令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象

となる保証

②責任共有制度の対象となる本制度の保証

(2)次に掲げる場合を除き、融資対象(1)において、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。

①責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換える場合

②法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合

**附 則**

本要綱における融資対象(1)は国が定める「新型コロナウイルス感染症対応資金」に対応するものである。

**附 則**

この要綱は令和2年7月1日から施行し、令和2年7月1日保証申込分から適用する。